

鶴見区 3 歳女児 保護責任者遺棄容疑逮捕案件について

1 事例概要

平成 31 年 3 月 5 日に、3 歳女児（以下、「本児」という。）を遺棄し、入院が必要なやけどを負った本児を通院させなかったとして、母と母の交際相手（以下、「交際相手」という。）が鶴見警察署に保護責任者遺棄容疑で逮捕、送検されました。

現在、本児は入院治療中で、兄（5 歳）は児童相談所で一時保護中です。

2 世帯構成

交際相手（21 歳）、母（22 歳）、兄（5 歳）、本児（3 歳）の 4 人世帯

3 経過

（1）事例発生前の主な関わり

平成 30 年 5 月 15 日（火） 他県から、母、兄、本児が鶴見区へ転入。

5 月 24 日（木） 母から保育所入所申請あり。

5 月 28 日（月） 鶴見区こども家庭支援課（以下、「区」という。）が、前住地自治体から、転居に伴う要保護児童の支援依頼を電話で受理。

（6 月 1 日（金）に書面受理）

支援依頼の内容は、生活基盤のないところに転居し、今後、居所不明になる可能性があるため、子どもの安全確認のためにも、集団への参加の促しなどをお願いしたいというもの。

6 月 6 日（水） 区が所内会議を実施。

本児と兄を、要保護児童として継続的に支援し、生活状況を確認していくことを決定。

6 月 21 日（木） 区の 3 歳児健康診査で本児の状況を確認。

7 月 1 日付 兄が鶴見区内の保育所に入所。区は保育所に見守りを依頼。

8 月 22 日（水） 区が支援方針の確認・見直しの会議を実施。

引き続き保育所を中心に、状況等を見守っていく方針とする。

以降、保育所に、兄の送迎時に本児の状況も併せて確認してもらう。

10 月 29 日（月） 区が母に電話連絡。生活状況等を確認。

11 月 5 日（月） 中央児童相談所（以下、「児童相談所」という。）が親族から電話相談を受ける。

相談の内容は、母の養育が十分ではないのではないか。子どもを怒鳴る、叩くことがあり心配、というもの。

相談を受け、児童相談所が調査を開始。

- 平成 30 年 11 月 12 日 (月) 鶴見区役所にて、児童相談所担当者が親族と面接。
その後、区と児童相談所担当者が、母、交際相手、本児（兄は保育所に登園）と面接を実施。
母から、「本児が兄よりおむつの取れるのが遅いため、イライラしてお尻を叩いたり、怒ったりしてしまう。」との発言あり。担当者から、イライラしたときのクールダウンの方法など、対応の助言を行う。
また、本児の頬に3センチほどの皮下出血（あざ）を認めたため、母に受傷経緯を確認すると、兄と喧嘩した際にできたものと思われる、とのことだった。区と児童相談所担当者が、きょうだい喧嘩への対応についての助言を行った。
- 11 月 28 日 (水) 区が支援方針の確認・見直しの会議を実施。
児童相談所と連携して家庭訪問を行うことを決定。次回受傷把握時は、一時保護も検討する方針とした。また、相談してきた親族に対し、受傷発見時には連絡するよう依頼した。
- 11 月 30 日 (金) 区と児童相談所担当者が、交際相手宅に訪問し、母、本児と面接する。
母と本児、兄が交際相手宅を行き来し、今後同居予定であることを確認。本児を目視確認、本児に新たな受傷は見られなかった。
兄は来年度転園を考えており、本児と一緒に保育所へ入所させたい意向を確認。
- 12 月 4 日 (火) 区が母に電話するも繋がらず。
- 12 月 5 日 (水) 区と児童相談所で、今後の支援方針について協議。
- 12 月 11 日 (火) 区と児童相談所が、それぞれ保育所に連絡。
その後、区と児童相談所が、それぞれの情報を共有する。
- 12 月 12 日 (水) 区が母に電話するも繋がらず。
- 12 月 14 日 (金) 区が母に電話するも繋がらず。
- 12 月 17 日 (月) 区が母に電話するも繋がらず。
- 平成 31 年 1 月 8 日 (火) 児童相談所が所内会議を実施。
養育の支援は必要な世帯だが、現状では明らかな身体的虐待等は認められないため、引き続き、区が生活状況の確認をしていくとともに、区の資源を生かした子育て支援を行うことが適切として、区との協議結果も踏まえ、児童相談所としての関わりを終了。区が引き続き継続支援する方針とした。
新たな受傷等、状況変化があった場合には、児童相談所が再び関わることを、区と児童相談所の双方で確認。
- 1 月 15 日 (火) 区が予告なしで交際相手宅を訪問するも、応答なし。

- 平成31年1月25日（金） 区が、兄が通う保育所から、12月26日を最後に、兄が登園していない旨の連絡を受ける。
区は、保育所に対し、母や交際相手に連絡するよう依頼。
併せて、区担当者が、交際相手宅と親族宅に家庭訪問するも、母と本児と兄には会えず。
- 1月28日（月） 保育所が母や交際相手に連絡するも繋がらず。
区が親族に電話連絡。
親族から、1月25日に母に会った以降は連絡がとれていないこと、その際に本児、兄は一緒にいなかったことを確認。
- 1月30日（水） 区が予告なしで交際相手宅に訪問。
母には体調不良で会えず、交際相手、本児、兄と面接。保育所に登園していないことについて、母が体調不良で送迎できず、交際相手も仕事で送迎できない旨を確認。保育所の送迎ヘルパー等、支援事業を案内する。
本児、兄の衣服をめくり、傷・あざ等を確認するが見当たらず。
- 2月7日（木） 区が親族に電話連絡。
母に連絡が取れないため、最近の生活状況を確認。
- 2月12日（火） 区が支援方針の確認・見直しの会議を実施。
31年4月に本児と兄がそろって保育所入所（転園）できるまでは、重点的にアプローチし、保育所登園できなければ、家庭訪問を行う方針とする。
- 2月20日（水） 区が親族に電話連絡。
本児と兄の状況は確認できず。
- 2月28日（木） 区が4月から本児と兄が入所予定の保育所に、世帯情報を提供し、保育所での見守り、支援の協力を依頼。
3月2日の入所説明会への参加状況の確認を依頼。
- 3月2日（土） 4月からの保育所の入所説明会に、母、本児、兄は現れず。
- 3月4日（月） 入所予定の保育所から区へ、入所説明会に欠席だったことの報告。
- 同日 区が母、交際相手に電話連絡するも繋がらず。

（2）事例発生時の経過

- 平成31年3月4日（月） 兄が「母がいない」と近隣へ駆け込み、通報を受けた鶴見警察署が臨場し、大やけどを負った本児を発見。本児は救急搬送され、兄は一時保護された。
- 3月5日（火） 母と交際相手が、3月4日に大やけどを負った本児を放置したとして、保護責任者遺棄容疑で逮捕された。

4 今後の対応

まずは、本児及び兄への支援を、しっかり対応してまいります。

また、警察等司法対応の状況を見ながら、市の支援について検証を行い、対応を検討します。